

## 目黒区分別収集計画（第10期）について

### 1 背景等

「分別収集計画」は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条第1項に基づき、区市町村が容器包装の分別収集を実施するに当たり策定する計画である。この計画は、容器包装廃棄物の排出量の見込みや種類、施設整備に関する事項等、分別収集に関して定めることにより、容器包装廃棄物の排出抑制及び分別収集に努め、環境への負荷の少ない地域社会の実現及び廃棄物資源の有効利用を図ることを目指すものである。区市町村は容器包装廃棄物の分別収集を実施するに当たって、5年を一期とする分別収集計画を策定することとされており、3年ごとに見直すこととされている。

なお、本計画の策定においては、上位計画である「目黒区一般廃棄物処理基本計画」との整合を図るとともに、分別収集計画量と実績値が乖離しないよう最新の情報を活用しつつ策定する。

### 2 計画期間について

令和5年4月から令和10年3月まで（5年間）

### 3 主な改定内容

<b>基本的方向</b>						
プラスチック製容器包装について、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品との一括回収や再商品化の方法を検討しつつ、プラスチック資源回収量の拡大を目指していく内容を追加した。						
<b>各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み</b>						
（単位：t／年）						
容器包装廃棄物の合計	計画案	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
		<b>17,019</b>	<b>16,772</b>	<b>16,612</b>	<b>16,431</b>	<b>16,261</b>
	現行	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		<b>15,496</b>	<b>15,250</b>	<b>14,981</b>	<b>14,761</b>	<b>14,453</b>
<b>容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項</b>						
（主な追記事項） ・使い捨てプラスチック削減に向けた普及啓発 ・プラスチック資源循環法に基づくプラスチック製容器包装とプラスチック製容器包装以外のプラスチック製品の一括回収及び再商品化についての検討						
<b>各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み</b>						
裏面のとおり						

計画期間における分別区分ごとの回収量見込み

第10期【計画案】

容器包装の種類	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
主としてアルミ製の容器	481	471	463	465	457
主としてスチール製の容器	376	367	369	361	363
無色のガラス製容器	909	900	883	875	869
茶色のガラス製容器	418	408	410	400	403
その他の色のガラス製容器	1,578	1,552	1,539	1,525	1,505
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	4	4	4	4	4
主として段ボール製の容器	5,274	5,208	5,155	5,095	5,040
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	1,119	1,102	1,097	1,081	1,069
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,652	1,629	1,611	1,595	1,579
回収見込み量の合計	11,811	11,641	11,531	11,401	11,289

第9期【現行計画】

(単位：t/年)

2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
409	400	391	382	382
369	361	352	345	344
828	820	801	794	772
419	410	400	392	391
1,412	1,388	1,364	1,342	1,312
5	5	5	5	5
4,245	4,177	4,104	4,049	3,961
1,038	1,023	1,007	993	972
1,583	1,573	1,566	1,556	1,541
10,308	10,157	9,990	9,858	9,680